

(別表 1)

## 生息環境管理の取組に当たっての留意事項

### 【(1) 現状把握】

- 鳥獣を引き寄せるといった要因があるか現状把握に努めること。
- 特に重点的に把握すべきエリアにおいて、集落内を流れる河川周辺では、河川敷の藪など潜み場がないか確認すること。確認された場合には、河川管理者等への働きかけ等により、除去に向けた対策を検討すること。
- 特に重点的に把握すべきエリアにおいて、所有者不明の耕作放棄地がないか確認すること。確認された場合には、関係部局と連携し、所有者不明農地制度の積極的な活用を検討すること。
- 特に重点的に把握すべきエリアにおいて、柿の木等が放置されている空き家や空き地がないか確認すること。確認された場合には、関係部局と連携し、実の撤去や伐採等を検討すること。

### 【(2) 農家への指導・助言】

- 生ゴミや農作物残さ、放任果樹等を農地や山際に放置しないよう周知すること。
- 竹林を適切に管理し、タケノコを未収穫としないよう周知すること。
- 緩衝帯の設置や雑木林、耕作放棄地の刈り払いを行うよう周知すること。
- 水稻の収穫後は、秋耕や石灰窒素の施用、冬期湛水田によるヒコバエ対策の実施を検討するよう周知すること。
- 無人直売所などでは、ネットをかけたりロッカーを使用したりするなど、被害を及ぼす野生鳥獣を引き寄せないような対策を講ずるよう周知すること。
- 家畜伝染病等に留意のうえ、家畜放牧などによる省力的な草地管理を検討するよう周知すること。

### 【(3) 地域住民への周知】

- ゴミ置き場では、ゴミ出しマナーを徹底するよう周知すること（ゴミ出し日時・場所、ゴミ袋の口を結ぶ、ネット等かける等）。
- ペットの小屋まわり等では、エサを放置しないよう周知すること（後片付け）。
- 家庭菜園では、ネットをかけるなどの防護対策や、収穫残さを放置しないよう周知すること。
- 庭の柿の木等について、実を放置しないよう周知すること（収穫が困難な場合は伐採を含め検討するよう周知すること）。
- お墓のお供え物は持ち帰るよう周知すること。